

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定	①④地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)	定額 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。	食品アクセス総合対策事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県、市区町村	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円/か所) ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。				
相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図る。	民間団体	相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組を効果的に推進(委託)	地域協議会の相談窓口に係る費用、全国実態調査に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等	委託				
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定	①④地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)	定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。	食品アクセス確保緊急支援事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、食料支援等の取組を含め、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。	都道府県、市区町村、中間支援組織	・孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進 ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	1/2補助(都道府県)、3/4補助(市区町村)、2/3補助(中間支援組織)	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	https://www.cao.go.jp/kodoku.koritsu/to rikumi/kouhukin.html	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp
誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、食料支援等の取組を含め、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。	民間団体→NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体	NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。	人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等	定額	地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査	準備中	内閣府 孤独・孤立対策推進室	03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cao.go.jp
食品寄附等を促進し、食品ロス削減を推進するため、令和6年末に策定した食品寄附ガイドラインに基づく認定実証、食品寄附保険(仮称)の加入促進、食品寄附・食べ残し持ち帰りに係る安全性・透明性確保に向けたキャパシティ・ビルディングを支援する。	民間団体	・食品寄附ガイドラインの運用及び改定の検討 ・ガイドラインに沿った取組を行っているかどうかを認定する枠組みの実証事業 ・令和6年度に制度を構築する食品寄附に特化した保険についての加入相談窓口設置の支援 ・衛生面や管理面についての専門家からの助言・アドバイスを求めることや研修の支援 等	調査経費(調査員手当・調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額 ※請負事業のため補助率等なし	食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援	準備中	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp
食品寄附に関するデータ・システム連携に留まらず、他施策とのデータ・システム連携の実装を進める。その一環として、コンビニ等におけるコミュニティバントリ(都合の良い時に未利用食品を取りに行ける仕組み)の導入実証事業を展開する。	企業、自治体、フードバンク、フードバントリー、こども食堂、社会福祉法人等	・食品寄附に係る情報システムにおいて、マイナンバーや自治体・社会福祉法人等が有する情報システムとの連携を進めるため、食品寄附等に関するDX分科会を引き続き開催。 ・コンビニにおける販売期限切れ商品を寄附食品として活用すべく、福祉情報とも連携したアプリや保管設備の導入を支援し、既存店舗を活用したコミュニティバントリーモデルを構築。	コンビニ型コミュニティバントリー導入実証事業の実施に要する人件費等	定額 ※請負事業のため補助率等なし	食品寄附DX推進事業	準備中	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、物流事業者等との連携による、未利用食品の提供体制の構築を支援する。	民間団体等→民間団体等	食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援	人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、役務費、委託費等	定額 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。	食品ロス削減緊急対策事業のうち未利用食品の供給体制構築緊急支援	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/k-anbo/241216_042_1.html	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2051 loss-non@maff.go.jp
「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき策定した、食品寄附の信頼性向上のための「食品寄附ガイドライン」の普及を図る。	フードバンク等	食品寄附ガイドラインの周知	-	-	食品寄附ガイドラインの普及	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_guidelines201231222_010.pdf	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室 関係省庁	03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp
物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。	福祉事務所設置自治体 →自立相談支援機関	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化	【①の補助対象経費】 (ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費 (イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費 (ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費 (エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)	【補助率】 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 【上限】 ・基本基準額:管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円 ・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1団体あたり50万円。ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。))	生活困窮者自立支援の機能強化事業	各自自治体において実施	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp
	福祉事務所設置自治体 →NPO法人、社会福祉法人等	1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援	【②の補助対象経費】 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等)	【②支援対象となる民間団体の要件】 ・地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。 または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。) ・地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。				

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施する。	民間団体	食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施(委託)	専門家派遣等に係る人件費、謝金、旅費等	委託	食品アクセス総合対策事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた支援 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援する。	民間団体→フードバンク等	地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援	食料提供を行う団体の立上げ及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)(リース又は購入))等	定額 ※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実に図るため、食料提供を行う団体を言う。以下同じ。) ①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食料を提供すること。 ・次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。) ①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食品を提供すること。 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。				
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。	民間団体→フードバンク等	フードバンクによる大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図る	・未利用食品の輸配送費、 ・倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料)、 ・活動経費(人件費、謝金、旅費等)	定額 ※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和6年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。				

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた支援 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援する。	民間団体→フードバンク等	地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援	食料提供を行う団体の立上げ及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、保管用機械(冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー)(リース又は購入))等	定額 ※次に掲げる①及び②の要件を満たす食料提供団体(食品アクセス困難者に対する食料提供の充実を図るため、食料提供を行う団体を言う。以下同じ。) ①食料提供団体の立上げ又は食品アクセス困難者に対する食料提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ②利用者を特定した上で食料を提供すること。 ※次に掲げる①及び②の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会(以下「協議会」という。) ①フードバンク若しくは協議会の立上げ又は食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること ②利用者を特定した上で食品を提供すること。 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。	食品アクセス確保緊急支援事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクが多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図る。	民間団体→フードバンク等	フードバンクによる大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受け入れ・提供機能の強化を図る	・未利用食品の輸送費、 ・倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入庫管理機器の賃借料)、 ・活動経費(人件費、謝金、旅費等)	定額 ※次に掲げる①から③までの要件を満たし、かつ、④又は⑤の要件を満たすフードバンク又は協議会 ①令和6年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 ②食料提供団体への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。 ③利用者を特定した上で食品を提供すること。 ④食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ⑤複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。 ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。				
国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。食品ロス削減推進の取組として、フードバンク団体等の活動を支援する。	都道府県、市区町村→フードバンク等	食品ロス削減の取組	フードバンク団体等への支援費用	1/2補助	地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室	03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp
物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進。	(独)福祉医療機構→NPO法人等民間団体	(独)福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、就労に向けた支援、食料の支援、こどもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、その他生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組へ助成 ※地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通して生活困窮者等を支援する事業については、助成事業選定において優先的に採択	助成対象事業を実施するために必要な以下の経費 謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、 借料損料(会場借料含む)、家賃、 備品購入費、消耗品費(燃料費、食材費及び会議費含む)、印刷製本費、通信運搬費、資金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費、修繕費	【補助率】 定額 【上限】 ①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体：上限2,000万円 ②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体：上限900万円 ③同一都道府県内での支援活動を行う団体：上限700万円	生活困窮者等支援民間団体活動助成事業	https://www.wam.go.jp/hp/r6hosei_wamjyosei/ ※募集受付終了済み	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を行う支援を行うことも宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、子ども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とする子どもを把握し支援につなげる体制強化を図る。	市町村(特別区含む) 都道府県	①市町村から子ども宅食を行う民間団体等への委託等により、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施 ②①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化 ③都道府県等から中間支援法人への委託等により、当該事業の未実施地域等において、支援対象児童の状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施	支援対象児童等見守り強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等	・補助率2/3 ・補助基準額 ①:1か所当たり 8,259千円 ②:1か所当たり 5,273千円 ③:1都道府県当たり 60,000千円(十周知啓発加算28千円)	支援対象児童等見守り強化事業	各自治体において実施	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	03-6859-0103 jidounetwork@cfa.go.jp
支援が必要な子どもの早期発見・早期対応につなげる観点から、都道府県・市区町村を通じて、こども食堂等における食事の提供やその立上げ等、地域において子どもが気軽に立ち寄ることができる場所の提供に係る取組を支援。	都道府県・市区町村 →こども食堂等	ア 食事(こども食堂等)や体験(学習機会、遊び体験)の提供、こども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業 イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業 エ その他上記に類する事業	地域こどもの生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	・補助率2/3 ・補助基準額:最大850.2万円(要支援児童等支援強化事業【加算措置】と合わせて最大1106.5万円)	地域こどもの生活支援強化事業	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seikatsushien/	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp
困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。	社会福祉法人、NPO法人等の 営利を目的としない民間団体 (中間支援法人) →こども食堂等	中間支援法人が採択したこども食堂等に対する助成事業	賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、賃料及び損料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	【補助率】 定額(国:10/10相当) 【補助基準額】 1法人当たり:240,000千円 【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	https://www.cfa.go.jp/policies/hitorikoubo/	こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	こどもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp
第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。	①都道府県を通じた取組:都道府県一民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ②都道府県域を越えた取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ③「産地・生産者への理解向上」の取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)	こども食堂等の共食の場の提供等	共食の機会の提供に係る費用等	1/2補助 ※食材費について ①都道府県を通じた取組:補助上限額100万円(交付上限額50万円) ②都道府県域を越えた取組:補助上限額300万円(交付上限額150万円)	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r7.html	農林水産省 消費・安全局 消費行政・食育課	食育推進G 03-6738-6558 shokuiku@maff.go.jp
都市農業の振興を図るため、都市農業の多様な機能の発揮に資する取組を支援する。	都道府県、市区町村、民間団体等	都市農業共生推進等地域支援事業のうちモデル支援型(都市農地で生産した農産物のこども食堂への提供等)	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修費	定額 ※上限額(メニューに応じて、100~700万) ※令和5年度補正予算以降で本パッケージに掲載されている他の事業を活用している場合、本事業の採択の審査の過程において配慮されることとなっています。	農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougou/hojo_gaiyou.html	農林水産省 農村振興局 農村計画課 都市農業室	03-3502-5948 nousonkeikaku_ML@maff.go.jp
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせた支援を行う。	都道府県、市区町村 →エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ※こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等	エネルギー・食料品価格の高騰分等	地方公共団体による。	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	https://www.chisou.go.jp/tiki/rinjikoufukin/juutenshien.html	内閣府 地方創生推進室	事業実施の有無については、各都道府県・市町村にお問い合わせください。

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

令和7年度予算
令和6年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
政府備蓄米を活用して、学校等給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食に加え、新たにフードバンクにおいてもごはん食の推進を図るための取組を支援する。	こども食堂・こども宅食、 フードバンク	政府備蓄米の無償交付	—	【食事食材提供団体の交付要件】 ・ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供、又は、子育て家庭に直接配付すること。 ・食事又は食材の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 ・1申請当たり上限600kg 【フードバンクの交付要件】 ・フードバンクにおいて、食育の一環として非営利でごはん食の推進に取組む団体に政府備蓄米を提供すること等。 ・フードバンクが提供するために必要な米穀の数量から、自ら調達できるものを差し引いた数量を交付。ただし、前年度の食品の取扱実績の1/5を超えない範囲とする(50トンを上限)。	政府備蓄米の無償交付	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html	農林水産省 農産局 穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950 syokuiku_gohan@maff.go.jp
国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。	フードバンク等	災害用備蓄食品の提供	—	—	国の災害用備蓄食品の有効活用	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html	内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	各府省庁に直接ご連絡ください。